EMOBILE レンタル約款

第１章　EMOBILE レンタル契約条項

第１条（総則）

本レンタル約款は、イー・モバイル株式会社（本社所在地：東京都港区虎ノ門2-10-1 新日鉱ビル、以下 EMOBILE という）と株式会社トレミール（本社住所：東京都港区芝浦 4-22-1、以下トレミールといい、トレミールと EMOBILE とを総称して EMOBILE 等という）との間で締結した EMOBILE 通信サービス（以下本サービスという）に関する契約に基づき、トレミールが EMOBILE より提供を受ける本サービスを利用することが可能なデータ通信機器（以下レンタル物件という）について、第３条の定めに従いオリックス・レンテック株式会社（以下賃貸人という）とお客様（以下賃借人という）との間に成立する個別の賃貸借契約（以下 EMOBILE レンタル契約という）について、適用されます。

第２条（レンタル物件）

レンタル物件は、EMOBILE が提供する本サービスが利用できるデータカード（本体、USIM カード、取扱説明書等付属品一切を含む）とします。

２．賃借人は、レンタル物件について賃貸人がこれをトレミールから借受けたうえで、賃借人にレンタル（転貸）するものであることを確認します。

第３条（レンタル契約の成立）

EMOBILE レンタル契約は、賃借人が、別途賃貸人との間で、レンタル物件を接続して使用するためのパーソナルコンピュータ等（以下 PC 等という）のレンタル契約（以下 PC レンタル契約という）を締結することを条件に、賃借人が PC レンタル契約の締結時に賃貸人に対し申し込み、これを賃貸人が承認したとき、成立するものとします。

第４条（レンタル期間）

EMOBILE レンタル契約のレンタル期間は、PC レンタル契約と同期間とします。

第５条（レンタル契約の延長）

PC レンタル契約のレンタル期間が延長された場合、賃借人に EMOBILE レンタル契約または PC レンタル契約の違反がない限り、EMOBILE レンタル契約は延長されるものとし、以降繰返し PC レンタル契約のレンタル期間が延長されるときも同様とします。

２．前項によりレンタル期間が延長される場合、レンタル期間を除く条件については EMOBILE レンタル契約と同一条件とします。

第６条（EMOBILE レンタル料金）

EMOBILE レンタル料金は、賃貸人、賃借人間で特段の定めがない限り１ヶ月単位の月額（別紙料金表）で請求とします。なお、EMOBILE レンタル料金は、日割計算をしないものとします。

２．賃借人は、賃貸人からの請求により、賃貸人に対し EMOBILE レンタル料金を PC レンタルのレンタル料金等と共に請求書記載の期限までに賃貸人の指定する銀行口座に振込む方法により支払うものとします。

第７条（レンタル物件の引渡し）

賃貸人は、賃借人に対し、レンタル物件を PC レンタル契約において定めた日本国内の PC 等の設置場所において引渡すものとします。

第８条（担保責任）

賃貸人は、賃借人に対し、引渡し時においてレンタル物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、レンタル物件の商品性または賃借人の使用目的への適合性については担保しません。

２．賃借人がレンタル物件の引渡しを受け、本サービスの利用を開始するまでの間に、レンタル物件の性能の欠陥につき賃貸人に対して通知をしなかった場合、レンタル物件は正常な性能を備えた状態で賃借人に引渡されたものとします。

第９条（レンタル物件の取り替え）

レンタル物件の引渡し後、賃借人の責めに帰すべからざる事由によってレンタル物件が正常に作動しなくなった場合、賃貸人はレンタル物件を修理、または取り替えるものとします。ただし、その事由が本サービスに起因するものであるときは、この限りではありません。

２．前項のレンタル物件の修理または取り替えに過大の費用または時間を要する場合、賃貸人は EMOBILE レンタル契約を解除することができます。

第 10 条（レンタル物件の使用・保管）

賃借人は、レンタル物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、これに要する費用は賃借人の負担とします。

２．賃借人は、事前に賃貸人の書面による承諾を得なければ次の行為をすることができません。

① レンタル物件を通常の使用の範囲を超えて第７条所定の設置場所以外に移動すること。
② レンタル物件を第三者に譲渡し、転貸し、または改造すること。
③ レンタル物件に貼付されたレンタル物件を特定する番号等の標識を除去し、または汚損すること。
④ レンタル物件について質権および譲渡担保権その他所有権の行使を制限する一切の権利を設定すること。

３．賃借人は、レンタル物件について強制執行その他法律的・事実的侵害がないように保全するとともに、仮にそのような事態が生じたときは、直ちにこれを賃貸人に通知し、かつ速やかにその事態を解消させるものとします。

第 11 条（レンタル物件の滅失・故障・毀損）

レンタル物件が滅失、故障（修理不能、所有権の侵害を含む）または毀損（所有権の侵害を含む）した場合、賃借人は賃貸人に対し、直ちにその旨を通知するとともに、代替レンタル物件（新品）の購入代価相当額またはレンタル物件の修理代相当額を支払い、なお損害あるときはこれを賠償します。

第 12 条（レンタル物件の輸出禁止）

賃借人は、レンタル物件を日本国内においてのみ使用し、国外へは輸出しないものとします。

第 13 条（ソフトウェアの複製等の禁止）

賃借人は、レンタル物件の全部または一部を構成するソフトウェア製品（以下ソフトウェアという）に関し、次の行為を行うことはできません。

① 有償、無償を問わず、ソフトウェアを第三者に譲渡し、または第三者のために再使用権を設定すること。
② ソフトウェアをレンタル物件以外のものに利用すること。
③ ソフトウェアを複製すること。
④ ソフトウェアを変更または改作すること。

第 14 条（保険）

賃貸人は、レンタル物件に動産総合保険を付保致しません。

第 15 条（解約）

賃借人は、特別な定めがない限り、レンタル期間中といえども事前に賃貸人に通知の上、レンタル物件を賃貸人の指定する場所に返還することにより、EMOBILE レンタル契約の全部または一部を解約することができます。

２．前項により EMOBILE レンタル契約が解約された場合、賃借人は賃貸人に対し、未払い EMOBILE レンタル料その他金銭債務全額を直ちに支払います。

第 16 条（債務不履行など）

賃借人が次の各号の一つにでも該当した場合、賃貸人は、催告をしないで EMOBILE レンタル契約を解除することができます。この場合、前条第２項を準用するものとし、賃借人は賃貸人に対し、未払いレンタル料その他 EMOBILE レンタル契約に基づく金銭債務全額を直ちに支払い、賃貸人になお損害があるときはこれを賠償します。

① レンタル料金の支払いを１回でも遅滞し、または EMOBILE レンタル契約もしくは PC レンタル契約の各条項に違反したとき。
② 支払いを停止し、または手形・小切手を不渡りにしたとき。
③ 保全処分、強制執行、滞納処分の申立てを受け、または破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、その他これらに類する手続きの申立てがあったとき。
④ 営業を休廃止し、または解散したとき。
⑤ 営業が引続き不振であり、または営業の継続が困難であると客観的な事実に基づき判断されるとき。

第 17 条（レンタル物件の返還）

レンタル期間の満了、解除、解約その他の理由により EMOBILE レンタル契約が終了した場合、賃借人は、賃借人の責任と費用負担において、賃貸人に対し、直ちにレンタル物件を賃貸人の指定する場所に返還するものとします。

２．賃借人が賃貸人に対する物件の返還を遅延した場合、その期限の翌日から返還完了日まで、当該期間に係る EMOBILE レンタル料の２倍に相当する額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、１ヵ月に満たない日数は１ヵ月とみなすものとします。

第 18 条（支払遅延損害金）

賃借人が EMOBILE レンタル契約に基づく金銭債務の履行を遅滞した場合、賃借人は賃貸人に対し、支払期日の翌日より完済に至るまで年 14.6%の割合（1 年を 365 日とする日割計算）による支払遅延損害金を支払うものとします。

第 19 条（消費税額、地方消費税額）

賃借人は賃貸人に対し、レンタル期間開始時点のそれぞれの EMOBILE レンタル料金に係る税法所定の税率による消費税額、地方消費税額を EMOBILE レンタル料金に付加して支払うものとします。

第 20 条（引渡し・返還の費用負担）

レンタル物件の引渡しおよび返還に関わる運送費等の諸費用は、賃借人の負担とします。

２．運送費等の諸費用は、賃貸人が別途定める料金によるものとし、賃借人は、最初の EMOBILE レンタル料金支払時に全額支払うものとします。

第 21 条（裁判管轄）

EMOBILE レンタル契約についての紛争は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の裁判所とすることに合意します。

第 21 条（特約条項）

EMOBILE レンタル契約について、別途、書面により特約を定めた場合は、その特約は EMOBILE レンタル契約と一体となり、EMOBILE レンタル契約を補完および修正することを承認します。

第２章　EMOBILE 通信サービス特約条項

第 22 条（EMOBILE 通信サービス）

本サービスは、EMOBILE の無線基地局を通じて、レンタル物件と EMOBILE データ通信設備との間の通信を提供する電気通信サービスで、賃借人は、レンタル物件を PC レンタルの PC 等に接続して所定の番号にダイヤルすることにより、本サービスの提供を受けることができます。

２．賃借人は、本サービスの機能その他の詳細な内容について、レンタル物件に付された取扱説明書および EMOBILE のホームページ（URL：http://emobile.jp/service/feature.html）にて確認することができます。

第 23 条（利用料金）

EMOBILE レンタル契約のレンタル期間中の本サービスの利用については、第６条に定める EMOBILE レンタル料金のほかに利用料金の支払いを要しません。

第 24 条（USIM カード）

賃借人は、レンタル物件に付属された利用者を識別する電話番号、ICCID 等が付された USIM カード（以下 USIM という）をレンタル物件に接続した状態で本サービスを使用できるものとします。なお、賃借人は、USIM の管理不十分、第三者の不正使用等に起因するすべての損害について責任を負うものとします。

２．USIM は、賃借人のみが利用できるものとし、第三者への使用、譲渡、貸与等はできません

３．賃借人は、USIM が第三者によって不正に使用され本サービスが利用されたことが判明したときは、ただちに賃貸人にその旨を通知するものとします。ただし、この場合でも、賃借人は、レンタル料金の支払いを免れません。

第 25 条（本サービスの利用）

賃借人は、本レンタル約款に従い、本サービスを賃借人の事業のためのみに利用し、その他の目的に利用してはならないものとします。

２．賃借人は、本サービスを利用して取得した情報を第三者に発信する場合、すべての責任を負うものとし、賃貸人および EMOBILE 等に対し何ら迷惑または損害を与えないものとします。

３．本サービスの利用に際して、賃借人が他の本サービス利用者（以下他利用者という）もしくは第三者に対し損害を与えた場合、または他利用者もしくは第三者と紛争を生じた場合は、自己の費用負担と責任にて解決するものとし、賃貸人および EMOBILE 等に対し何ら迷惑または損害を与えないものとします。

第 26 条（禁止行為）

本サービスにおいて、賃借人は、次の各号の行為を行なうことはできません。

① 賃貸人、EMOBILE 等、他利用者および第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
② 他利用者および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
③ 賃貸人、EMOBILE 等、他利用者および第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
④ 詐欺等の犯罪に結びつく行為または結びつくおそれのある行為、もしくは犯罪を誘発する行為
⑤ わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信する行為
⑥ 無限連鎖講（ネズミ講）の勧誘行為
⑦ 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙の事前運動、選挙運動またはこれに類する行為、もしくは公職選挙法に抵触する行為
⑧ 本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
⑨ 他人になりすまして本サービスを利用する行為（他利用者または第三者のメールアドレスを電子メールに表示させる等して他人になりすまして電子メールを送信する行為を含みます）
⑩ 賃貸人および EMOBILE 等の承諾を得ないで、第三者をして本サービスを利用させ、または本サービスを利用して提供される情報を使用させたり、公開する行為
⑪ コンピュータウイルス等の有害なコンピュータプログラムを送信する行為
⑫ 他利用者または第三者に対し、無断で広告、宣伝、勧誘等の電子メールを送信する行為もしくは他利用者または第三者が嫌悪感を抱く、あるいはそのおそれのある電子メール（嫌がらせメール等）を送信する行為
⑬ EMOBILE 等および第三者の電気通信設備の利用もしくは運用に支障を与える行為
⑭ 本サービスの運営を妨げるまたは信用を毀損する行為、もしくはそのおそれのある行為
⑮ その他法令もしくは公序良俗に反する行為、または賃貸人もしくは EMOBILE 等が不適切と判断した行為
⑯ レンタル物件に付された取扱説明書に記載されている禁止事項に該当する行為

２．賃借人が前項の規定の一に違反して、賃貸人、EMOBILE 等、他利用者および第三者に損害を与えた場合は、賃借人は、その損害を賠償します。

３．第１項の場合、賃貸人は、第 16 条に準じて EMOBILE レンタル契約（本サービスの利用を含む）の全部または一部を解除することができます。

第 27 条（免責）

賃貸人および EMOBILE 等は、本サービスを利用して賃借人が得られるアプリケーションその他の情報の内容および形式について、その安全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行わないものとし、一切の責任を負いません。

２．本サービスの提供による遅滞、変更、中止もしくは廃止、または本サービスを利用して登録または提供等される情報等の破損もしくは滅失その他本サービスに関連して生じた賃借人の損害については、賃貸人は一切責任を負いません。

３．レンタル物件の不具合、または通信環境の不備による本サービスの利用障害については、賃貸人および EMOBILE 等は一切の責任を負いません。

第 28 条（本サービスの変更、利用一時中止）

本サービスは、EMOBILE 等の都合により、賃借人に対して事前に通知することなく、アプリケーションの全部または一部が変更、もしくは追加をされることがあることを賃借人は異議なく承諾します。

２．次の各号の一つにでも該当した場合、本サービスが一時停止されることがあるものとし、この場合、その旨が EMOBILE 等より適当と判断される方法により事前に賃借人へ通知されるものとします。ただし、緊急の場合、またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

① EMOBILE の電気通信設備またはサービスの障害による場合。
② EMOBILE の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ない場合
③ 通信の輻湊等のため、本サービスの利用を制限する場合
④ 接続事業者の都合による場合
⑤ その他技術上または EMOBILE の業務の遂行上やむを得ない場合

３．前項の場合、賃借人は、本サービスの利用ができない場合でも賃貸人に対するレンタル料の支払いは免れません。

第 29 条（本サービスの利用停止）

賃借人が次の各号に該当するときは、賃借人に事前に通知または催告することなく、本サービスの利用が停止される場合があります。

① 本レンタル約款の各規定に違反した時。
② 前号の他、本サービスに関する EMOBILE の業務の遂行、または EMOBILE の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたとき
③ その他、賃貸人または EMOBILE 等が不適当と判断する行為をしたとき

２．前項の場合、賃借人は、当該時点で発生している EMOBILE レンタル料、その他賃貸人に対して負担する債務を履行する義務を負うものとし、賃貸人になお損害がある場合はこれを賠償します。

第 30 条（本サービスの終了）

レンタル期間の満了、解約、解除、その他の理由により EMOBILE レンタル契約が終了する場合、本サービスも同時に終了するものとします。

２．EMOBILE とトレミールとの間で締結した本サービスの提供についての契約が終了したときは、理由のいかんを問わず、当該契約が終了した日をもって、EMOBILE レンタル契約についても終了するものとします。この場合、賃借人は、賃貸人に対して損害賠償その他一切の金員の請求を行うことができないものとします。

第 31 条（損害賠償）

賃貸人および賃借人は、EMOBILE レンタル契約に関して、自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合、相手方に対して、その損害を賠償する義務を負うものとします。

第 32 条（付則）

本レンタル約款のうち EMOBILE 通信サービス特約条項については、賃借人の承諾を得ることなく変更できるものとし、賃貸人は変更した場合、その変更後の本レンタル約款を賃借人に通知します。

２．本レンタル約款は 2008 年＊月＊日以降に締結される EMOBILE レンタル契約について適用されるものとします。

＊＊

【個人情報に関する条項】

第１条　個人の賃借人が、EMOBILE レンタル契約に署名する場合、以下の条項が適用されます。

［個人情報の利用目的］

賃貸人は、賃借人の個人情報すべてを以下の目的（以下「利用目的」という）で、利用目的の達成に必要な範囲において利用するものとし、賃借人はこれに同意します。

〔利用目的〕

① 機器のレンタル、販売、各種サービスの提供などの賃貸人の事業につき、賃借人からの申込、賃借人への賃貸人からの提案など賃借人との商談に当たり、適切な対応を行うため。
② 機器のレンタル、販売、各種サービスの提供などの取引の場合の審査を行うため、ならびに賃借人の本人確認に当たり、適切な判断や対応を行うため。
③ 賃借人との契約につき、賃貸人においてその契約の管理を適切に行うため。また、契約の終了後においても、照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。
④ 賃貸人から、賃貸人およびオリックスグループ各社ならびにその他の会社の会社紹介、各種の商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール等により案内するため。
⑤ 賃借人によりよい商品、サービスを提供するためなど、さらなる賃借人の満足のためのマーケティング分析に利用するため。
⑥ オリックスグループ各社との共同利用のため。（共同利用については ORIX のホームページ（http://www.orix.co.jp）にてプライバシーポリシーに従う。）

第２条　賃借人の指定する設置場所等の情報に個人情報が含まれる場合、賃借人は、かかる個人情報の賃貸人への開示、および前条の当事者を当該個人に置き換えて利用目的が適用されることにつき当該個人の同意を得るものとします。

第３条　賃借人は、賃借人または前条の個人情報の全部または一部を EMOBILE 等に開示することを予め承認します。

料金表

【別紙】

2011/04/11 現在

型番コード	型番	基準レンタル料/暦月	備考
30553600	D02NE	¥6,000	販売終了
30553700	D02HW	¥6,000	販売終了
30553800	D12LC	¥6,000	販売終了
30563900	D25HW	¥7,000	WiFi ﾙｰﾀ
30569800	D26HW	¥6,000	最新モデル